

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第1四半期分

整理 番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	令和7年度 庁舎清掃業務委託	建物等清掃	近鉄ファシリティーズ (株)	995,907	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
2	令和7年度 西淀工場電子計算機保守業務委託	情報処理	富士電機 (株)	5,302,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
3	令和7年度 八尾工場電子計算機保守業務委託	情報処理	富士電機 (株)	5,302,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
4	令和7年度 舞洲工場電子計算機保守業務委託	情報処理	(株)日立ハイテクソ リューションズ	6,820,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
5	令和7年度 平野工場電子計算機保守業務委託	情報処理	横河ソリューションサー ビス (株)	6,160,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
6	令和7年度 東淀工場電子計算機保守業務委託	情報処理	(株)日立ハイテクソ リューションズ	5,720,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
7	令和7年度 西淀工場エレベータ保守業務委託	械設備等保守点 検	東芝エレベータ (株)	1,518,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
8	令和7年度 八尾工場エレベータ保守業務委託	械設備等保守点 検	日本エレベーター製造 (株)	1,788,600	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
9	令和7年度 舞洲工場エレベータ保守業務委託	械設備等保守点 検	東芝エレベータ (株) 関西支社	4,313,760	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
10	令和7年度 平野工場エレベータ保守業務委託	械設備等保守点 検	日本エレベーター製造 (株)	4,039,200	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
11	令和7年度 東淀工場エレベータ保守業務委託	械設備等保守点 検	日本エレベーター製造 (株)	3,197,700	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 3
12	令和7年度 大阪広域環境施設組合電子入札シ ステムサービス利用業務委託	情報処理	(株) 日立システ ムズ	1,887,600	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第6号	G28
13	令和7年度焼却工場自動計量システム更新作業 業務委託	情報処理	富士通ネットワークソ リューションズ(株)	89,773,200	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第1四半期分

整理 番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
14	令和7年度施設見学予約受付システムサービス利用業務委託	情報処理	富士テレコム（株）	4,139,300	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
15	令和7年度自己搬入受付システムサービス利用業務委託	情報処理	富士テレコム（株）	5,815,700	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
16	令和7年度焼却工場自動計量システムサービス利用業務委託	情報処理	富士通ネットワークソリューションズ(株)	29,000,400	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
17	令和7年度財務会計システム及び人事給与システムサービス利用業務委託	情報処理	日本電気（株）	37,577,496	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
18	令和7年度 自動計量システム用端末オペレーティングシステム更新対応業務委託	情報処理	（株）オプテージ	7,037,800	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
19	令和7年度庁内情報ネットワークシステムにおけるセキュリティソフト更新等業務委託	情報処理	（株）オプテージ	34,133,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
20	令和7年度大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムサービス利用業務委託	情報処理	（株）オプテージ	44,186,973	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
21	令和7年度搬入物検査用タブレット端末更新対応業務委託	情報処理	（株）オプテージ	4,081,000	令和7年5月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
22	令和7年度庁内情報ネットワークシステムにおけるハードウェア入替作業等業務委託	情報処理	（株）オプテージ	59,851,000	令和7年5月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
23	令和7年度統一的な基準による地方公会計における財務書類作成等支援業務委託	情報処理	（株）ニシオカ	726,000	令和7年5月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
24	舞洲工場不燃粗大ごみ処理業務委託（概算契約）	廃棄物処理	大栄環境(株)	99,561,000	令和7年6月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G 1 5
25	令和7年度 平野工場蓄電池設備点検業務委託	電気設備	古河電池（株）	1,265,000	令和7年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庁舎清掃業務委託

2 契約の相手方

近鉄ファシリティーズ株式会社

3 随意契約理由

あべのルシアス（11階・12階）を大阪広域環境施設組合庁舎として使用するにあたり、同ビルを賃借する際の条件の1つとして、賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっている。

以上の理由から、株式会社きんえいの指定業者である近鉄ファシリティーズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務部総務課 （電話 06-6630-3277）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 西淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、西淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機システムの予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機システムは、富士電機株式会社の独自の技術により設計・製作されたものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、本システムを設計・製作した会社以外では技術的な対応が不可能である。

したがって、本保守業務委託を実施することができるのは、富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度八尾工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、八尾工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機の予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機システムは、富士電機株式会社の独自の技術により設計・製作されたものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を理論的・経験的に知悉した上で行わなければならない、本システムを設計・製作した会社以外では技術的な対応が不可能である。

従って、保守業務委託を実施することができるのは、富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 舞洲工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ハイテクソリューションズ

3 随意契約理由

本保守業務委託は、舞洲工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全及び故障時等の緊急対応を目的に実施するものである。舞洲工場の電子計算機は株式会社日立ハイテクソリューションズが当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り扱い等を熟知している必要がある。

この条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社日立ハイテクソリューションズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 平野工場電子計算機保守業務委託

2 契約相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全と故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機は、横河電機株式会社の独自の技術により設計・製作されており、部品についても独自の技術で製作されたものである。保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り扱い等を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本電子計算機を設計・製作した会社以外では技術面での対応が不可能である。

したがって、本保守業務を実施することができるのは、横河電機株式会社より販売・サービスを承継している横河ソリューションサービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 東淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ハイテクソリューションズ

3 随意契約理由

本保守業務委託は、東淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機の予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

当工場の電子計算機は株式会社日立ハイテクソリューションズの独自の技術により設計・製作されたものであり、部品についても独自の技術で製作されたものである。

本保守業務委託を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を熟知している必要があり、当工場の電子計算機を設計・製作した会社以外では技術面での対応が不可能である。また、運転制御装置の中枢部であることから、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。これらの条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社日立ハイテクソリューションズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度 西淀工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる東芝エレベータ株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

電話番号 06-6472-3000

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度 八尾工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合八尾工場

電話番号 072-923-4226

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 舞洲工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる東芝エレベータ株式会社である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 平野工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。

当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、製造業者によって構造・材料及び部品が異なるため、製造業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合平野工場

電話番号 06-6707-3753

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 東淀工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託を履行することができる業者は、当該設備を納入し、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度 大阪広域環境施設組合電子入札システムサービス利用業務委託

2. 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3. 随意契約理由

本組合における電子入札については、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムを基に、株式会社日立システムズがカスタマイズしたクラウドサービスによる電子入札システムを導入し、インターネットを介して入札情報の入手や入札書の提出等を行い、入札の透明性や公平性の確保を図ることを目的に、同事業者が平成28年度以降これまで同システムのサービス提供を行ってきた。

引き続き事業を実施するにおいて、同事業者以外に実施させた場合、新たにシステムのカスタマイズ等を行うことにより、導入費や業務量等、総合的なコストの増大やシステムの安定した稼働の検証が必要となる。

一方で、現に履行中の同事業者に引き続き実施させた場合、安定的かつ円滑な稼働環境を確保でき、また経費の節減も図れることから、本組合にとって有利と認められるため、株式会社日立システムズと随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 経理課
(電話番号 06-6630-3349)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 焼却工場自動計量システム更新作業業務委託

2 契約の相手方

富士通ネットワークソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

自動計量システム（以下「システム」という。）は、搬入受付業務等の計量業務の自動化を図り、人的資源を有効に活用することにより事業を効率的かつ効果的に進めることを目的として平成30年度に導入され、令和元年度より運用が開始された。

本システムは焼却工場等の各拠点間をオンライン化することにより、搬入出量の把握や搬入出状況等の情報を一元管理しており、本組合の事業に不可欠となっている。

本件は、令和7年にサポートが終了する計量端末のOS等について、焼却工場等の各拠点において、アップデート更新を行うものである。また、令和7年に保守期限を迎える機器の更新を行う。

本システムは、富士通Japan株式会社において設計・構築されたものである。本業務委託については本システムの特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本システムを設計・構築した会社以外では技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは富士通Japan株式会社のみであるが、富士通グループの再編により、本システムサポート事業を富士通ネットワークソリューションズ株式会社に移管したことから、本業務委託を履行可能な会社は、富士通ネットワークソリューションズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大坂広域環境施設組合 施設部 施設管理課
(電話番号 06-6630-3360)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 施設見学予約受付システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

施設見学予約受付システム（以下「システム」という。）は、舞洲工場の見学予約受付業務に本システムを導入することにより、職員の受付業務の負担軽減を行うほか、見学希望者の利便性の向上を図ることを目的として、富士テレコム株式会社により平成30年度に構築され、令和元年7月より運用を開始し、以降これまで本システムのサービス利用および保守管理を行ってきた。

今後も見学予約受付業務を行っていくためには、本システムの利用が必要不可欠である。

富士テレコム株式会社は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続して本システム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同社の技術・知識が必要不可欠である。以上のことから、同社との特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課
(電話番号 06-6630-3360)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 自己搬入受付システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

自己搬入受付システム（以下「システム」という。）は、大阪市民が自ら焼却工場にごみの持込をする際の受付業務の一部をシステム化することにより、業務の負担軽減を図るほか、職員や業務分担を効果的及び効率的に配置し、人材の有効活用を図ることを目的とし、富士テレコム株式会社により令和元年度に構築され、令和2年10月より運用を開始し、以降これまで本システムのサービス利用および保守管理を行ってきた。本システムのサービス利用に係る契約期間は令和6年度末に満了となるが、今後も自己搬入予約受付業務を行っていくためには、本システムの利用が必要不可欠である。

富士テレコム株式会社は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続して本システム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同社の技術・知識が必要不可欠である。以上のことから、同社との特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課

（電話番号 06-6630-3360）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 焼却工場自動計量システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

富士通ネットワークソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

自動計量システム（以下「システム」という。）は、搬入受付業務等の計量業務の自動化を図り、人的資源を有効に活用することにより、事業を効率的かつ効果的に進めることを目的として平成30年度に導入され、令和元年度より運用が開始された。

本システムは焼却工場等の各拠点間をオンライン化することにより、搬入出量の把握や搬入出状況等の情報を一元管理しており、本組合の事業に不可欠となっているため、計量業務の自動化を今後も維持していくことが必要である。

本システムは、富士通Japan株式会社において設計・構築されたものである。本業務委託については本システムの特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本システムを設計・構築した会社以外では技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは富士通Japan株式会社のみであるが、富士通グループの再編により、本システムサポート事業を富士通ネットワークソリューションズ株式会社に移管したことから、本業務委託を履行可能な会社は、富士通ネットワークソリューションズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課
(電話番号 06-6630-3360)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 財務会計システム及び人事給与システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合（以下、「本組合」という。）が特別地方公共団体として事業を実施するにあたり、財務会計業務については予算編成から執行、決算等の業務を行う財務会計システムが必要不可欠であり、人事給与業務については、本組合の給与規定や昇給規定等を反映し、正しく給与等の計算や支払を行うほか、日々の出勤管理や休暇管理等を正確かつ円滑に行うために人事給与システムが必要不可欠である。

現在利用している本組合の財務会計システム及び人事給与システムは、日本電気株式会社により平成25年9月から平成26年9月にかけて構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで同システムのサービス提供を行ってきた。

システムの途切れることのない安定稼働と、それに伴う保守業務実施にあたっては、既存システムのハードウェア、ソフトウェア及び情報通信環境等を十分把握した上で行う必要がある。

以上のことから、諸条件を満たし業務を遂行できる業者は財務会計システム及び人事給与システムを構築した同事業者のみであるため、日本電気株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課
(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 自動計量システム用端末オペレーティングシステム更新対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

本組合の庁内情報ネットワークシステム（以下、「庁内情報システム」という）は、予算執行や給与の支払い等に使用する財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、E-メールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージ（株式会社ケイ・オプティコム 当時）によって平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで庁内情報システムのサービス提供や保守管理等を行っている。

また、本組合では一般廃棄物の処理事業を効率的に進めることを目的として、平成30年度に自動計量システム構築事業者によって自動計量システムが構築され、平成31年4月から運用している。なお、自動計量システムを利用するネットワーク網は、自動計量システム構築事業者が自動計量システムにかかる機器等を設置するデータセンターと庁内情報システムを接続することで情報ネットワーク基盤の一元化を図っている。

令和7年度に自動計量システム用端末（以下、「自動計量端末」という）の現行オペレーティングシステム（以下、「OS」という）がサポート期限を迎えるため、OS更新を自動計量システム構築事業者が発注して実施する予定である。

自動計量端末のOS更新後も引き続き自動計量システムを庁内情報システムと接続して使用できるようにするためには、庁内情報システムに対しても設定作業等を行う必要があるが、この作業は庁内情報システム構築事業者以外の事業者では対応が困難であり、別の事業者が作業した場合、庁内情報システムと自動計量システムに著しい不具合が生じる可能性がある。

以上のことから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度庁内情報ネットワークシステムにおけるセキュリティソフト更新等業務委託

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合の庁内情報ネットワークシステム（以下、「庁内情報システム」という）は、予算執行や給与の支払い等に使用する財務会計システム及び人事給与システムを利用するための基盤となるほか、Eメールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージ（株式会社ケイ・オプティコム 当時）が、平成26年度に構築し、同事業者が平成27年4月1日以降これまで庁内情報システムのサービスやネットワーク機器の提供と保守管理を行っている。

庁内情報システムの安定稼働及びセキュリティレベルの最新化のためには、サポート期限を迎えたセキュリティソフトウェアや耐用年数を迎えたサーバ等のハードウェアを更新する必要がある、令和7年度にサポート期限を迎えるセキュリティソフトウェアと耐用年数を迎えるサーバがあるため、これらの更新を実施する必要がある。

更新作業の実施にあたっては、庁内情報システムの全容を把握している唯一の事業者である株式会社オプテージ以外の事業者では業務対応が困難である。また、別の事業者により更新作業を実施した場合、庁内情報システム等に著しい不具合が生じる可能性があるうえ、株式会社オプテージが継続して庁内情報システムのサービスやネットワーク機器の提供と保守管理を行っていくことができない。

以上のことから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムサービス利用
業務委託

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムは、施設組合の財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、E-メールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージ（株式会社ケイ・オプティコム 当時）により平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで情報ネットワークシステム機器のサービス提供及び保守管理を行ってきた。

また、この間、ネットワークシステムの安定稼働及びセキュリティレベルの最新化のため、耐用年数を迎えたものから順次再構築及びバージョンアップ作業を同事業者に行わせている。

以上のことから、同事業者は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続してシステム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同事業者の技術・知識が必要不可欠であることから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課
(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度搬入物検査用タブレット端末更新対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社オブテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステム（以下、「庁内情報システム」という。）は、本組合の財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、Eメールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オブテージにより平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで庁内情報システムのサービスやネットワーク機器の提供と保守管理を行っている。

現在、焼却工場で実施している搬入物検査では、タブレット端末を使用しており、庁内情報システムにタブレット端末を接続することで搬入物検査結果情報の編集や共有等を行っている。現在使用しているタブレット端末のオペレーティングシステム（以下、「OS」という。）は、Microsoft社のWindows10であるが、Windows10は令和7年10月にサポートの終了を迎える。このため、同社の後継OSであるWindows11を搭載した新たなタブレット端末をWindows10のサポート期限までに導入する予定である。

新たなタブレット端末を庁内情報システムと接続して使用できるようにするためには、庁内情報システムに対して設定作業等を行う必要があるが、この作業は庁内情報システム構築事業者以外の事業者では対応が困難である。

また、別の事業者が作業した場合、庁内情報システムに著しい不具合が生じる可能性がある上、動作の保証ができない。

以上のことから、株式会社オブテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度庁内情報ネットワークシステムにおけるハードウェア入替作業等業務委託

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステム（以下、「庁内情報システム」という。）は、本組合の財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、Eメールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージによって平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで庁内情報システムのサービスやハードウェア（ネットワーク機器及びサーバ機器等）の提供と保守管理を行っている。

今年度、本組合の事業所をはじめとする各拠点に設置しているハードウェアが耐用年数を迎えることから、庁内情報システムの安定稼働及びセキュリティレベルの最新化のため、これらハードウェアの入替と関係ソフトウェアの更新を行う必要がある。

本業務の実施にあたっては、庁内情報システムのサービスやハードウェアの提供と保守管理をしている株式会社オプテージ以外の事業者では業務対応が困難である。

また、別の事業者により実施した場合、庁内情報システム等に著しい不具合が生じる可能性がある上、動作の保証ができない。

以上のことから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度統一的な基準による地方公会計における財務書類作成等支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社ニシオカ

3 随意契約理由

本業務は、地方公会計を安定的に運用していくため、財務書類の作成等において支援を受けることを目的とするものである。

財務書類の作成等については、専門的な知識が必要となるが、本組合には同知識をもった職員がいないため、専門家による支援が不可欠である。

本組合の公会計システムには、株式会社システムディ製「PPP」が導入されており、正確な財務書類の作成に当たっては、会計知識のみならず、本組合の公会計システムを熟知した上での支援が必要となる。また、財務書類作成等の基礎となる資金仕訳では、過年度と考え方が異なることなく、また、それに基づき新規事案にも同様の判断をしなければ、年度間での各金額の整合性が取れない事態となることから、過年度と同一の判断が可能な専門家の支援を要する。

株式会社ニシオカ（西岡会計事務所）は、地方公会計に係る知識はもとより、株式会社システムディが、会計業務知識とシステム面の両面からユーザーをサポートするため特別会員となっている一般社団法人地方公会計研究センターの会員であり、「PPP」の構成及び操作方法について熟知している。

また、過年度において本組合の財務書類作成等にあたり支援を受けてきたことから、今後も同一の判断のもとで本組合の財務書類作成等を支援することができる唯一の事業者である。

以上のことから、地方公会計における財務書類作成等支援業務を委託するにあたり、株式会社ニシオカと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部経理課

（電話番号 06-6630-3346）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場不燃性粗大ごみ処理業務委託（概算契約）

2 契約の相手方（見積合わせ）

大栄環境株式会社

3 随意契約理由

現在、大阪広域環境施設組合舞洲工場に貯留している不燃性粗大ごみを処理することができない状況となっているが、復旧には修理部品の調達に約2か月程度必要であること、このまま処理することができない状況が推移した場合、6月中旬頃には貯留量が限界に達し不燃性粗大ごみの受入が不可能となる。

不燃性粗大ごみの受入が不可能となれば、市民生活に支障を来し市民の利益に大きく影響を及ぼすことから復旧までの間、舞洲工場破碎設備から運搬車両に積み込み、事業者の処理施設まで運搬し、不燃性粗大ごみを適正に選別、破碎処理、資源化の実施を緊急的に行う必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 平野工場蓄電池設備点検業務委託

2 契約の相手方

古河電池株式会社

3 随意契約理由

今回点検を行う蓄電池設備は、無停電電源装置、直流電源装置、始動用直流電源装置について点検を実施するものである。これらの装置は商用電源が停電又は遮断した場合に焼却設備の重要機器へ安定的に電力供給を行うための電源装置であり、当工場の非常用電源装置は、古河電池株式会社の独自の技術により、設計・施工されたものである。

今回無停電電源装置、直流電源装置、始動用直流電源装置等の蓄電池設備を点検するため、既存設備との入出力信号のやり取りについて、双方向の確実性が点検できるのは本設備を設計・施工した業者しか知り得ず、同業者以外では点検が不可能である。

よって、点検後の設備全体の性能、作動状態等について、責任の一元化を図ることができる業者は古河電池株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)